社会福祉大会第二部のテーマ「成年後見制度」とは…!?

今年度の第46回社会福祉大会第二部では、落語・講演「落語でわかる 成年後見制度」～落語を通じて後見制度を楽しく学ぶ～をテーマに、落語家・桂ひな太郎氏×弁護士・内嶋順一氏をお招きします。

成年後見制度ってなに？

判断能力が低下した方に対して、ご本人に代わって契約したり財産管理を行うことで、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

法定後見制度　●判断能力が不十分になってから利用します。●判断能力に応じて３つの類型があります。

任意後見制度　●十分な判断能力があるうちに将来判断能力が不十分な状態になる場合に備える制度です。

任意後見制度	法定後見制度		
	補　助	保　佐	後　見
今は元気。将来のことが心配。	判断能力が少し衰えてきた。何かのときに補助してほしい。	判断する力がかなり衰えてきた。契約などのときに代わりに判断してくれる人がほしい。	判断する力がないので、代わりに判断してくれる人がほしい。

高 ← 判断能力 → 低

なぜ、今このテーマなの？

現在、国では地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進していく動きがあります。意思決定支援等によって本人を支えるべく、司法による権利擁護支援を身近なものとするための検討や見直しを進めています。

しかし、権利擁護・成年後見制度について、なかなか触れる機会がない方も多いと思います。そこで、一見すると福祉とは接点がないと思われる「落語」という切り口から福祉に繋がる機会となれば…と考え、後見落語で各地をまわっていらっしゃる桂ひな太郎氏と、市内外で成年後見制度利用促進にご尽力されている内嶋順一氏にご協力いただくこととなりました。

茅ヶ崎市と市社協は、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2（「第４期茅ヶ崎市地域福祉計画・第６次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」を策定・推進しています。プランの主な取り組みの一つとして、茅ヶ崎市の相談支援体制・連携の充実や成年後見制度の普及・利用促進があげられていることからもこのテーマといたしました。

みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2ってなに？

基本理念である『一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります』の実現に向け、3つの基本目標「つながる・活動する・支え合う」を設定した5か年（令和3年度～7年度）の計画です。

そのうちの基本目標3「支え合う」の中で、茅ヶ崎市の相談支援体制・連携の充実や成年後見制度の普及・利用促進を主な取り組みとしています。市社協では誰もが地域のつながりの中で暮らしつづけることを支援するため、認知症や障がい等により判断能力に支援を必要とする人の権利を守り、地域生活を支えるための取り組みや、市民後見人など担い手の養成・活動支援を行っています。

現在「みんながつながる　ちがさきの地域福祉プラン3」に向け改定作業を行っています。

市社協では、誰もがその人らしく地域で暮らせるように地域で支えあう仕組みづくり・地域づくりに引き続き取り組んでまいります。詳しい事業内容は、ホームページやLINEをご覧ください。

今年度の社会福祉大会では、日常から離れてほっと一息つき、楽しく笑える時間を過ごしていただければ幸いです。皆さまのご来場をお待ちしております。

※日時等は1面記事をご覧ください。

あんしんセンターでの取り組みとして、弁護士による成年後見相談を実施しています。個別に相談したい方は是非ご利用ください！

あんしんセンターからのお知らせ

弁護士による 無料!! 成年後見相談

こんな悩みや不安をお持ちの方必見!
先着順ですので、気になる方は是非お申し込みください!

任意後見制度ってなんだろう？

一人暮らしや高齢者世帯で判断能力に自信がなくなった時に備えておきたい。

相続・遺言・後見監督人・後見信託等について知りたい…

判断能力に疑問がある親族のために、成年後見制度を説明してほしい…

と　き：偶数月の第１水曜日　13時15分～（40分間）
令和7年12月3日　令和8年2月4日
ところ：市社協　相談室
受　付：予約制（相談日前月の1日～相談日前日）
対　象：市内在住者・市内在住者を支援する事業所や相談所等
定　員：毎回５名（先着順）
＊時間の指定はできません。
＊土日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は、受付できません。

どんな相談が多いの？
令和7年度（8月末時点）の成年後見相談傾向としては…
1位 成年後見制度の説明
2位 任意後見制度契約手続の説明
3位 任意後見制度の説明&遺言 となりました!

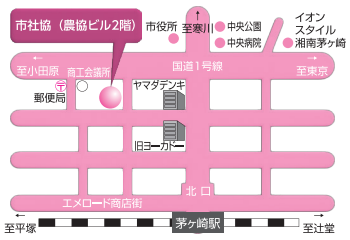

お申込・お問合せ　市社協あんしんセンター　☎（85）1066

茅ヶ崎市社会福祉協議会　主催研修会

「もしかして、あの子も？」
～子どもが抱える“ケア”に気づくために～

8月7日にヤングケアラーについて学ぶ研修会を実施しました!

家庭内で家族の介護や世話を日常的に担い学業や生活に影響を受ける子どもたち「ヤングケアラー」について、基調講演では、県社協平野氏よりヤングケアラーの現状と課題を学びました。続いて、当事者の体験談としてこどもぴあの佐藤進持（しんじ）様、一期一笑の堀田みき様にお話を伺いました。

質疑応答では、「ヤングケアラー／精神疾患の親を持つ子どもの当事者として、どのような関わりや場所があればよかったか」のご質問に対し、当事者のお二人から「自分の秘密を知っている大人がいるという事実だけで、非常に心が安らかになった。」「母親のことを考えなくていい時間や自分のことを考えてくれる人がいるという存在が、心の安らぎに繋がると感じた。」とあり、物理的な場所ではなく、寄り添ってくれる大人がいることの大切さを感じた研修会となりました。

あたたかいご支援をありがとうございました

いただいた寄附金は、ボランティアグループ・当事者団体の活動支援等、本会の行う地域福祉事業の充実に活用させていただきます。どうもありがとうございました。

寄附者ご芳名（敬称略）

受領期間：令和7年6月1日～令和7年8月31日

▼一般財団法人光之村
▼神奈川土建一般労働組合茅ヶ崎寒川支部
▼江澤麻里亜
▼カトリック茅ヶ崎教会バザー委員会
ほか匿名3名

寄附金は、市社協にて随時受付をしております。

▼窓口での受付
受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）
※窓口への来所が難しい方は、本会が受け取りに伺います。事前にお電話やFAX、メールにてご相談ください。受付時間は、窓口での受付と同様です。

▼口座へお振込み
【振込先】湘南信用金庫　茅ヶ崎営業部
（普）4134906
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（シャカイフクシホウジンチガサキシシャカイフクシキョウギカイ）
会長（カイチョウ）　水島静夫（ミズシマシズオ）

※お振込みを確認した後、本会より領収証及びお礼状をお送りいたしますので、必ず事前にお電話やFAX、メールにてお名前（ふりがな）、ご住所及びご連絡先、お名前公表の可否をご連絡ください。
※寄附者の方々は、本会広報紙でご紹介させていただきます（公表不可の場合は匿名とさせていただきます）。
※お手数ですが、振込手数料はご負担ください。